

第 83 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 6 年 4 月 16 日 (火) 10:00~12:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村真由美構成員
(以上 7 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
田中 康之 相互接続推進部 部長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
奥田 慎治 設備本部 相互接続推進部長

KDD I 株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長
田淵 翔 相互接続部 接続制度グループ
グループ リーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会 運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

小畑 至弘 常任理事

木村 孝 事務局

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

豊野 剛 事務局

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長

東原 弘 接続推進室長

(3) ヒアリング事業者

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

中尾 英次郎 渉外部 渉外室 室長

(4) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、
竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について
 - ・ 事務局より、資料83-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 加入光ファイバ当の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関するヒアリング
 - ・ ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会より、それぞれ資料83-2から83-4までについて説明が行われた。その後、質疑応答が行われた。
- 「トラヒック・ポンピング」に係る調査の結果について【非公開】
 - ・ 事務局より、資料83-5について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

【相田座長代理】 相田でございます。それでは、ただいまから、接続料の算定等に関する研究会の第83回会合を開催いたします。

まず、座長の選出について、事務局から御説明をお願いいたします。

【井上料金サービス課長】 事務局でございます。辻先生におかれましては、これまで本研究会の座長をお務めいただきましたが、今般3月31日付で、一身上の都合により本研究会の構成員を辞任するとの御連絡を頂戴いたしました。このため、新座長が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきたいと思っております。

本研究会の座長につきましては、開催要綱におきまして、構成員の互選により定めることとされております。

事務局といたしましては、座長代理を務めていただいております、東京大学特命教授の相田先生をお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【井上料金サービス課長】 ありがとうございます。

それでは相田先生、よろしく願いいたします。

【相田座長】 それでは、座長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開催要綱により座長代理の指名を行いたいと思っております。

開催要綱では座長が座長代理を指名することとされておりますが、私といたしましては関口構成員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田座長】 それでは、座長代理につきましては関口構成員をお願いすることといたし

ます。

関口座長代理より、一言御挨拶を頂戴できれば幸いです。

【関口座長代理】 関口でございます。御指名ですので、謹んでお受けいたしたいと存じます。ただ、相田先生はほとんど御欠席されませんので、私の出番はめったにないと思いますが、御都合の悪いときには私が代理を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【相田座長】 どうもありがとうございます。

さて、本日の議題でございますが、本日の議題のうち議題3につきましては、当事者または第三者の権利及び利益、並びに公共の利益を害するおそれがあると認めるため、開催要綱に基づき、構成員及び総務省限りの非公開会合として議事を進行いたします。また、配付資料につきましても、開催要綱に基づき、非公開とすべき部分を除いての公表といたします。

したがいまして、オブザーバ及び傍聴者の皆様におかれましては、非公開の議事が始まります前に御退出いただきますので、よろしく願いいたします。

○ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について

【相田座長】 それでは、議事に入りたいと思っております。まず議題1の、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果、いわゆるスタックテストの結果についてでございます。

本件につきましては、昨年度実施した移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証について、各社から報告のあった検証結果を事務局より御説明いただき、その後意見交換を行いたいと思っております。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料 83-1 に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして、御質問、御意見ございます構成員の方は、挙手いただければこちらから指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、西村暢史構成員、お願いいたします。

【西村(暢)構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。私からは、そのほかの論点ということでコメントさせていただきたいと思っております。

まず、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引についてでございます。それから、特定決済方法割引について、ガイドラインに組み込んで考慮していくということが適当ではないかということでございます。

確かに今回のモバイルスタックテストにおいて、MNOとMVNOの間でイコールフッ

ティングを確保するという目的で、やはり価格圧搾による不当な競争を引き起こすことになるか否かを見ていくわけでございます。そういった影響を考える上では、可能な限り正確な把握というのが重要ではないかということで、一般論としては賛成でございます。

さはさりながら、作業コスト等もございます。また、積み残しの論点もあるかと思いますので、検討は慎重に行う必要があるのではないかと思った次第です。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。この資料に御賛同の御意見とお伺いしましたけれども、ほかに御質問、御意見ございます構成員の方はおいでになりますか。

では関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。営業費相当額のところについて、ブランド単位での費用把握は事実上、各社とも難しいような内容のコメント、御意見なのですが、ここについては、おっしゃることも確かなので、現行のままという形で維持するという、21 ページのその他の論点の考え方がよろしいと思っております。賛成の意見です。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ただいまのお二方の構成員からの御発言につきまして、事務局のほうから何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。本研究会の報告書が出た後になりますけれども、ガイドラインの改定の検討につきましては慎重に検討して、パブコメ等を含めて対応していきたいと思っております。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、もしございましたら後ほど、お時間ございましたら発言いただく機会を設けることにいたしまして、一旦先に進めさせていただきたいと思います。

○ 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関するヒアリング

【相田座長】 続きまして議題2は、加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関するヒアリングでございます。

本件につきましては、前回会合で事務局より説明がございました内容を踏まえて、接続事業者等からヒアリング対応の申出があったため、本日はソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の3者から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずソフトバンク株式会社から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。それでは、資料 83-2 に沿って御説明させていただきます。

めくっていただきまして2ページです。加入ダークファイバなどの提供遅延等の協議状況ということで、具体的にここにお示ししています。5つの課題につきまして、NTT東日本・西日本と改善協議中でございます。順を追って御説明させていただきます。

まず課題の1ですが、4ページ目になります。工事延期・事故付き等、直前の工事延期や、当日の事故付きで工事ができなかったといった事象における開通遅延に関する協議状況です。

こちらに関しましては、NTT東日本・西日本と発生状況を定期的に確認させていただきまして、対策を検討中でございます。当社の認識といたしましては、この件に関しては、遅延問題は改善傾向であると認識しておりまして、当社要因で発生している遅延の中身や、NTT東日本・西日本のほうで起因している要因のものについて、それぞれここにお示ししているとおり改善策を取って、実際の改善に向かって協議している、対策を打っているという状況でございます。

次に、5ページ目になります。2点目の課題です。アクセス工事を遂行する際において、NTT東日本・西日本において、地権者や近隣の住民の同意取得をするケースがございますが、この取得が難航することによる工期の長期化といった事例がございます。

こちらは、個別に協議させていただいている内容では、当社のほうからは、交渉が1年近くかかるケースも間々ありますので、長期化を避けるべく、交渉の期限を設けるといったルールを設けてはどうかという御提案を、こちらからさせていただいております。

継続協議させていただいているステータスなのですが、こちらは、期限を設けるといった一定ルールを定めるかどうかにつきましては、各接続事業者の御意見もあるかと思っておりますので、この辺り、引き続きどういった方向性がいいのかというところを継続協議させていただいているというステータスでございます。

6ページ目が3点目の課題になりまして、申込時に求められる提出資料が、地域、エリア、担当の方によって差分があるのではないかとといったところに起因する手続の長期化という点です。こちらは、具体的に当社からの要望としては、設計に必要な資料を、具体的にどういった項目が必要かというところを明確化していただくことと、地域・エリアや担当間で統一していただきたいということを要望させていただいているところです。

その他の要因としても手続の長期化はあるかと思いますが、その他の要因につきましては、事例ごとに引き続き低減に向けて協議中であるというステータスでございます。

めくっていただきまして7ページ目が、4点目の、これは1年前の当研究会でもプレゼンをさせていただきました内容ですが、NTT東日本、西日本間における開通プロセスで運用差分があるということで、当社の要望としては、NTT西日本の運用をNTT東日本の運用に極力そろえていただきたいと考えております。NTT東日本では、開通工事、それから入線工事を1稼働で調整ができて、同日工事に関しましては、これは正式なルールにはなっていないのですが、直近の昨年11月から2月までのサンプルを取ると、4割は同日工事が実現できているということから、このフローに極力、NTT西日本も合わせていただきたいということで、継続的に協議させていただいております。

昨年11月に、NTT西日本のほうで従来のフローを見直していただいて、幾つかフローを変えていただいたところです。8ページ目に移ります。NTT西日本のほうで、見直していただいたフローのところ、この8ページ目の3つの工程についてフローが追加されたのですが、いずれにしても、この追加されたフローを含めて、必要性があるのかといったところも含めて、NTT東日本のフローとまだ差分がありますので、引き続き、NTT東日本と同様の運用にできないかというところを協議させていただきたいと考えております。要望としては、NTT東日本と同じフローにさせていただきたいというのが当社の要望になります。

めくっていただきまして9ページになります。これは5つ目の課題というか協議事項になりまして、これは開通遅延とは少し毛色が違う話になります。NTT東西間の局舎移転に係る全体の工程や切替え方式について諸課題がありますので、ここは情報共有という形で、共有させていただきたいと思っております。近年、都市開発、再開発の事象や、あとやはり、かなり局舎が運用されて時間がたっていますので、老朽化といったケースが最近出てきておまして、結構大規模な局舎についても移転や取壊しの案件が複数発生している状況でございます。

めくっていただきまして10ページになります。そういった状況の中、こういった局舎移転、特に大規模な局舎になりますと移転をする必要がありますが、お客様や接続事業者にかかる負荷も非常に大きいので、やはり早期に、NTT東日本・西日本の接続事業者も含めて、標準的な期間や切替えの方式といったところの共通のコンセンサスを結んでおくとか、コンセンサスを取っておく必要があるかなと思っております、2つの課題について整理を要望しているところでございます。

めくっていただきまして11ページになります。こちらはちょっと具体的な事例になりますが、事例の一つとしまして、直近で今動いている比較的大規模な局舎において、ビル廃止の正式決定から切替えの期限まで2年程度しかなく、今ちょうど現在、進行しているところですが、非常に多大な負荷がかかっている、お客様交渉や回線切替えの調整に負荷が発生しているという状況でございます。

12ページ目が、また別のビルになりますが、特にオフィスビルや非常に大きなビルになりますと、配線工事の設計箇所が多数存在したり、ビルオーナー調整が非常に難航したりすることから、納期回答に1年以上かかるケースもございます。そのため、数年単位の余裕を持った切替え期間の設定が必要なケースもあると認識しております。

具体的な事例の3つ目になりますが、13ページになります。こちら、とあるビルで、当初はこれぐらいの期間で切替えが終わるだろうと想定していたものが、大幅に切替え期間を延長したという事例もございましてというのが13ページになります。

それを踏まえて、14ページのNTT局舎移転に関して、切替え期間の標準化について、当社の考えです。事柄の確定に関しては、移設先の設備の受け付けが正式に開始できるまでの、できれば2年前までに確定していただくとスムーズに事が進むというところです。

その後、事業者側で設備構築や、お客様との交渉、切替えが発生しますが、こちらは実例

も踏まえて4年程度を標準期間として確保していただきたいというのが要望になっておりまして、これを事業者間、全事業者を含めて、ある程度のコンセンサスを持って進めていきたいということになっています。

15 ページ目が具体的な切替え方式なのですが、当初、回線の切替えに関しては、下にお示ししている2通りの切替え方式があります。2番目のテープ切替えのみでというところでNTT東日本・西日本からお話をいただいたのですが、テープ切替えですと切替えに時間がかかったり、お客様との切替えの日時の調整が非常に難航するケースがあります。そのため、二重切替えという方式を標準方式として採用していただきたいというのが要望になっておりまして、こちらにも継続協議中でございます。

16 ページになりますが、この二重切替えを採用した際に、当然、二重設置期間というのがございまして、コロケーションや回線、線を引っ張るのに、一時的に二重にかかる期間がございます。これを標準的な切替えとして認識していただいて、接続事業者に対する費用の、二重にかかる費用の分については、新設部分は非請求としていただきたいという交渉を、今、行っているところです。

まとめが18ページになります。いずれにしましても、NTT東日本・西日本とも個別に協議させていただいておりますが、いずれも負荷がかかったり、お客様に非常に御迷惑がかかる事柄でもございますので、早期に、全接続事業者を含めたコンセンサスを取っていききたいということで進めさせていただければと思っております。

当社からのプレゼンは以上になります。

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から御説明をお願いいたします。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ】 ソニーネットワークコミュニケーションズでございます。それでは、御説明のほうをさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただけますでしょうか。まず右肩1ページ目、「はじめに」ということで書かせていただいております。

まず、加入光ファイバやコロケーションなどの提供遅延につきまして、御説明の機会をいただきありがとうございます。

提供遅延の問題は、全体としては一定程度改善していただいていると認識しておりまして、NTT東日本・西日本の御尽力に感謝申し上げます。

他方、依然として課題は残っている部分もございまして、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務の迅速な御提供に向けた提案というところを、本日説明させていただきたいと思っております。

提供遅延問題につきましては、工事の大量オーダーが発生したことにより、接続事業者側で混雑状況が分からないまま、お客様へ適切な御案内ができないというところで、お客様へ御迷惑をおかけする事案が2020年頃から増加したことにより、本研究会で議論を行っていただいているものと認識しております。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。右肩2ページ目でございます。その後の弊社での取組につきまして、御報告いたします。

提供遅延につきましては、お客様に大変御迷惑をおかけしてしまう問題であることから、接続事業者としても、NTT東日本・西日本との協議を継続して実施するだけでなく、自社として提供遅延を改善するための取組をこれまで積極的に推進してきております。

取組の事例といたしましては、弊社の工事区分に関する工事班の増班であったり、NTT東日本・西日本への情報提供の精度を向上させるというところ、また社内オペレーションの改善などを行ってきておりまして、自社部分の改善を図っているというところになります。

続きまして、ページをめくっていただいて3ページ目には、本日のアジェンダを記載しております。

次のページをおめくりください。右肩4ページ目でございます。加入光ファイバの提供遅延に関する弊社認識につきまして記載をしております。

加入光ファイバの提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつありますが、現在は納期が短い場合と、納期が1年以上など非常に長期化する場合と、二極化する状況でございます。超過するものについては、NTT東日本・西日本の御報告で「例外」となっている案件が一定程度残っておりますので、その部分に該当するものと理解しております。

下の図に記載しておりますが、納期が全体的に改善したのは、接続事業者からの需要が落ちたからか、または需要が読めるようになってきたということなのか、NTT東日本・西日本の運用が改善したということなのか、具体的に何を理由として改善いただいたのか、これが接続事業者からは少々見えづらい状況でございます。

また、上の文章の2ポツ目の部分ですが、遅延したお客様には早期に工事日をお示しし、迅速に工事を実施する必要がありますが、この点は、長期化案件に該当してしまうと根本的には短縮は難しく、解決はしていないという状況でございます。

一方で、お客様対応に必要な情報提供につきましては、NTT東日本・西日本からの遅延理由の開示などが一定程度進捗いただきましたので、事業者としてもお客様の御理解を得られるように努力しております。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。右肩5ページ目でございます。

加入光ファイバの提供遅延につきまして、全体としては一定程度改善しつつありますが、他方、今後の見通しは、NTT東日本・西日本も明確な把握というのは難しいと考えられます。

ただ、接続事業者による把握はより一層困難でございますので、今後の提供遅延の状況や取組につきましては、接続事業者が把握することができる仕組みが必要でございます。

例えば需要について、今後、Beyond 5Gや次世代ネットワークの構築などで需要が増える可能性がございますが、NTT東日本・西日本にて運用改善をしていただいたものが、どの程度の需要まで耐えられるかというのは事業者からは不明でございますので、接続事業者が光ファイバ需要の増加について予兆を検知できるように、定期的に受付の状況を把握できる仕組みや、事業者から集めていただいた需要状況の見通しについて情報共有をし

ていただくなど、仕組みが必要であると考えます。

ただ、直接接続事業者に情報を出せない項目などがあるということであれば、総務省にも必要に応じてフォローしていただきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。右肩6ページ目でございます。弊社から、加入光ファイバのシェアドアクセス方式に関する御提案を載せさせていただいております。

ページ下部のほうに、加入光ファイバの長期化要因を記載してございますが、過去のNTT東日本・西日本から、研究会にて、電柱や架線の申請など、第三者要因に関連するものがどうしても長期化の可能性があるという御説明をいただいております。

シェアドアクセスの分岐端末回線につきましては、ケーブルの敷設区間が短いので、この区間で長期化が発生するケースというのは少なく、お客様を待たせてトラブルになるという可能性は低いというところで考えておりますが、一方、主端末回線につきましては、敷設の区間が長いので、構築期間が長期化してお客様に御迷惑をおかけするというケースが多いという状況でございます。

このため、シェアドアクセス方式に関しましては、光配線区画を拡大することで、提供納期が長期化するケースを減少できる、有効な方策になるのではないかと考えておきまして、今後検討に値するものと思っております。

次のページには、光配線区画につきまして、補足説明として、過去の研究会の資料を記載させていただいておりますので、御参照をお願いいたします。

課題としては、一つのスプリッタがカバーする範囲をNTT東日本・西日本が決めていますが、これが越境してのカバーができないという点と、1つの光配線区画に存在する世帯の数が40から50世帯程度にとどまるという点がありまして、過去には光配線区画の在り方について御議論があったと理解しております。

続きまして8ページ目につきましては、局内ダークファイバについて記載をしております。局内ダークファイバにつきましては、依然として標準期間である1か月半を超えるケースが多く生じておりますので、引き続き改善をお願いしたいと考えております。

続きまして9ページ目には、コロケーションについての記載をしております。コロケーションの遅延につきましては、NTT東日本・西日本より、申込みから設備構築までの詳細な工程や、各工程における様々な長期化要因、リードタイムなどの実績を御提示いただきながら協議を行っておりますが、弊社では工事までの時間を早期化していただくのと併せて、空調や電源の設置が必要な場合の標準的な納期につきまして、できれば接続約款に規定していただくことが、予見性を高めるためには必要であると考えてございます。

下のほうには論点として3つ記載してございますが、NTT東日本・西日本の工事期間については、NTT東日本・西日本が発注する工事のため、先ほどの加入ダークファイバのような第三者要因が絡むものとは少し異なると考えられますので、積極的に早期化を進めていただく、また、需要を見ながら、バッファを見て設備構築をしていただく必要があると考えております。

接続事業者への迅速な情報提供・情報共有につきましては、引き続き御検討をお願い申し

上げたいと思っております。

10 ページ目には、提供遅延の改善に向けたまとめを入れさせていただいております。

まず1点目でございますが、提供遅延の一層の改善と需要を踏まえた的確な対応、総務省によるフォローアップの実施というところでまとめさせていただいております。

提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつありますが、地域差も含めて今後も改善を継続していただくとともに、お客様への説明責任を果たすための情報開示など、一層の改善に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

加入光ファイバは納期が二極化しておりまして、長期化してお客様に御迷惑をおかけしている案件の納期を短縮していただきたいと思います。そのためには、NTT東日本・西日本からの報告結果についての資料でございます「例外」、これは1から3まで記載がございますが、提供遅延が改善しつつある今こそ、その原因と対策を分析・検討いただき、協議させていただきたいと考えております。

また、通信サービスにつきましては、今般ライフラインとなっている現状に鑑みれば、新築のマンションでの工事にも迅速に対応していただく必要があり、運用における協議についても対応をしていただきたいと思いますと考えてございます。

コロケーションにつきましては、工事の早期化や迅速な情報提供・情報共有に加え、需要を見ながら、バッファを持った設備の構築ができないかというところを御検討いただく必要があると考えております。

以上のように、提供遅延につきましては依然として課題が残ると考えておりますので、総務省には、接続事業者の立場から把握できない光ファイバ需要の動向や、NTT東日本・西日本の納期改善の取組などに関して、直接開示できない情報などについての対応等も含めたフォローアップをお願いしたいと考えております。

2番でございますが、「提供遅延の改善を図る観点からの光配線区画の統合の推進」と記載させていただいております。

加入光ファイバのシェアードアクセス方式における提供遅延の改善には、光配線区画の拡大が有効な方策でありますので、光配線区画の統合につきまして推進していただきたいと思いますと考えております。

3番目ですが、提供遅延を改善するための接続約款の見直しというところで、コロケーションにつきましては、空調や電源の設置が必要な場合の標準的納期を接続約款に規定することにより、提供遅延を改善することができるのではないかと考えてございます。

次ページ以降は構成員の先生限りとなりますが、データを記載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、日本インターネットプロバイダー協会から御説明をお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 日本インターネットプロバイダー協会の木村と申します。本日は、資料83-4に基づきまして説明を申し上げます。

資料を一枚おめくりいただきまして、右下1ページ目でございます。

「はじめに」ですが、当協会の会員は、主にNTT東日本・西日本から光卸サービスである光コラボを提供いただき、インターネットの接続サービスを提供しております。

光コラボに関する工事遅延につきましては、数年前には非常に大きな遅延があったのですが、NTT東日本・西日本の御支援によりまして、最近は以前に比べまして段々に遅延が少なくなりまして、要望事項も減少しつつあります。

しかしながら、細かいことではあります、いろいろと課題がございますので、本日説明させていただきます。

なお、それぞれの課題につきましては、各社の意見（音声途絶）。

次のページ、右下2ページ目でございます。

まず1番目ですが、工事決定後に再調整が入ることがあります。これは工事の多寡にかかわらず発生するのですが、ある大手ISPでは10件程度と聞いております。

工事が、即決も含めて一旦決まった後に、設備確認が入って工事日が再調整になるということで、お客様のほうにも影響が出てくるわけですが、本来でしたら、工事決定前にそういう確認をいただいて、再調整がないようお願いしたいということでございます。特に光クロス、10ギガbpsの高速サービスで、発生することが多くあるということでございます。

次のページ、3ページ目でございます。新たな造成地への新規開通のときの業務フローでございます。

新たな造成地ということで、NTT東日本・西日本でお持ちの住所のデータベースの中に登録されていないのかもしれないのですが、そういうときには光コラボ事業者のほうで、その地区の図面を作成して東日本・西日本に登録するというので、これがある大手ISPですと月に100件ぐらいあるそうで、結構な負担になっているということでございます。

これも1回で済めばいいのですが、質問が来たりして対応すると結構手間がかかってしまっていて、時間がかかってしまうということで、こういったことにつきまして、後ほども出るとおり、標準的な手法を御検討いただけないかということでございます。

次のページ、4ページ目でございますが、無派遣工事判定の誤りであります。

無派遣工事の場合、通常に比べて3倍ぐらいのバックオーダー、「バックオーダー」というのは業界用語ですが、やはり開通日の再調整が発生するというのでございます。一回無派遣工事の開通で開通日が決まったものの、実際には開通できなくて、もう一回現地で工事し直すといったことがあります。

お客様の要因でいいますと、あることになっていた光コンセントが実はなくなっていたとか、これはお客様側の事由で仕方がないということですが、必ずしもそれだけではなく、NTT東日本・西日本側の事由というものもあるようでございます。例えば集合住宅で、低い階層でホームタイプ、戸建て用の設備が導入されている場合に、実はマンションで、上のほうの場合にはマンションの設備が必要だったのに、工事が必要なところが無派遣で一旦開通の決定がされてしまったというようなことがあるそうです。光クロスの場合にも、やはり多く発生しているそうです。

次のページは5ページ目でございますが、光クロスの品目変更工事で接続断が発生してしまう場合、これは、ある大手ISPでは3割ぐらいで発生しているそうです。光ネクスト（1ギガbps）のサービスから、光クロス（10ギガbps）に品目変更を行ったときに、これはNTT東日本・西日本の設備構成の事由なのかもしれませんが、v6プレフィックスと言われる、お客様のほうに割り当てられるIPアドレスが、再割り当てられるタイミングでインターネットの通信が途切れてしまうということが発生しているということで、原因の究明と対処をお願いしたいということでございます。

次のページは6ページ目でございますが、品目変更の完了連絡の遅延になります。これも光クロスなんですけど、2割程度で遅延の遅延、これはNTT東日本・西日本からVNE事業者に対する遅延の遅延になります。

光ネクストの場合には、ほとんど問題にならないのか、発生頻度も測定していないそうですが、NTT東日本・西日本のIPoEの方式の場合には、VNE事業者が実際にはインターネットにつなげておりますので、NTT東日本・西日本の工事が終わった後、VNE事業者に御連絡をいただかないと、VNE事業者が開通できず、お客様はその間インターネットが利用できないということになります。

1ギガbpsの従来の光ネクストの場合は、その間、PPPoE方式という別な方式で代替して、インターネットを利用することが可能な場合が多いのですが、光クロスの場合は、多くのISPでこのPPPoEの提供をしていないということで、この方法で回避ができず、その間、お客様がインターネットが使えなくなってしまうということが起きているそうですので、これにつきましても原因の究明と対処をお願いしたいと思います。

次のページ、7ページ目でございます。工事リードタイムの長期化です。これは、申込日から工事日まで30日を要する件数の割合が全国で15%。全国平均を上回る12県のうち11県が西日本エリアで発生しているそうです。

光クロスと光ネクストでは、やはり光クロスのほうが平均して5日長いということでございまして、工事枠を取得できない場合は仕方がないと思いますが、いっぱいなのか、需要が見込まれず工事の枠がないのか、その辺りの開示をお願いしたいということと、光クロスにつきましても光ネクストと同じにさせていただきたいというのが要望でございます。

次のページ、8ページ目でございます。少し細かくて恐縮ですが、これも先ほど申し上げた、NTT東日本・西日本の持つ地図物件情報のデータベースのことでございます。

ある大手ISPでは月に10件20件発生しているそうですが、NTT東日本・西日本のデータベースが古いといった場合には、マンションタイプだと、お客様が言ってきた住所とNTT東日本・西日本が持っている住所が違うということで、コラボ支援センターといったところでコラボ事業者が確認して、いろいろ対応をするわけですが、これも新規の住宅造成地等で、新しくできた住宅で、自治体等でも住居表示が出ているにもかかわらず、NTT東日本・西日本のほうでまだそれが反映できていないという場合があります。

そういった場合には、コラボ事業者のほうからNTT東日本・西日本に住所登録依頼をいたしますが、結構これが煩雑な手続で大変なことでございます。

また、賃貸物件でオーナーが替わって、アパートの名称が変わったときに、建物はあって、光の工事はできているけれど、利用者の変更で変更工事をお願いしたときに、名前が違うということで受け付けてもらえない、登記簿謄本の提出を求められるなど、そういった話もございますので、この辺りはNTT東日本・西日本のほうで、地図のデータベースの最新化へのメンテナンスをお願いしたいという要望でございます。

次、9ページ目でございます。NTT東日本・西日本の独自のサービス、まれにだと思っておりますが、インターネット回線は光コラボ事業者、光電話だけはNTT東日本・西日本のひかり電話を直契約されているといった場合に、コラボ事業者が解約したときに、上に乗っているひかり電話があると解約できないということがあります。それは理解できますが、NTT東日本・西日本のひかり電話だけ残して、コラボ契約だけ解除ができるようお願いできないでしょうかという要望でございます。

最後になります。工事がまとまらないと動いてくれないということです。工事の件数が少ないと、ある程度数がまとまらないと工事班が稼働してくれないという状況があるようございまして、私どもの要望としては、やはり1件単位でも随時工事をやっていただくようにしていただきたいのが要望でございます。

最後にもう1つありました。11ページ目でございます。コラボ事業者からの調整が、手間がかかりはかどらないというものです。これも住所データベースに関わるころだと思っておりますが、コンビニ跡地に何か建物ができて、そこで光コラボ回線を申し込んだところ、なかなか手間がかかって、2か月ぐらいかかってしまうようです。NTT東日本・西日本の直回線のフレッツにさせていただいたらすぐに開通したというようなことがあったそうございまして、そういった細かい調整等は、昔は県内のNTT東日本・西日本の支店でできたそうなのですが、今は東西のセンターに集約されて、なかなかそういう細かいことができなくなってしまったので、やはり地元で調整できるようにしてほしいとの要望でございます。

最後の12ページ目は、以上申し上げたことをまとめたものになります。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの各社からの御説明に対しまして、御質問あるいは御意見がごまます構成員の方は、挙手いただければと思います。

それでは、まず酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。御説明ありがとうございました。確かに、こう見ていると非常に個々の問題がいっぱいありまして、そういった問題について、このような研究会で議論できる、情報共有できるというのはいいことだと思います。

ただ、結構難しい話もあると思うのは、それが手順の話とか情報の提供の話とか、そういうことを変えれば別に問題ないというので、そこはこういうところで議論しやすいと思うのですが、中にはそういうことをすると余計にコスト高にもなるだろうという部分がございます。

例えば、私はテープ切替えという言葉は知らないのですが、テープ切替えと二重回線切替

えの場合には多分二重回線のほうが全体のコストは上がるのだらうと思います。これを誰が支払うかというのは別問題になるかと思います。

それから光配線区画につきまして、ソニーネットワークコミュニケーションズの話がありました。光配線区画は、そうはいつてもこの主端末回線に対する光配線区画というのは、もともとかなり多い加入者を持っているところの事業者にちょうどいいようにつくってあるのだと思いました。それを広げること自体は、もしかするとコスト高が出てくるのではないかという気もいたします。一番最後の単純な、例えば1件ずつ工事するというのも当然コストが増えてくると思います。

ですから、その辺りについて、コストが増えるということ承知した上で誰が払うのかということまで含めて議論するのではないかと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかに挙手いただいている方は現在いらっしゃらないようですので、ただいまの件につきまして、まず事務局、何かございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。ただいま酒井先生から御指摘いただいた点でございますが、おっしゃるとおり非常に重要な点だと思っております。

指摘された課題について、それが個々の事象として事業者間で整理すべきものなのか、あるいは、こういった場で議論することになじむのかという判断や、コスト増といった観点を十分勘案した上で、どういうやり方をすれば全体最適につながるかということを考えながら取りまとめていくことが重要だと思っております。そういった観点も踏まえながら、これから整理させていただければと思います。

【相田座長】 では、続きまして佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。提供遅延について、改善の方向にあるとは聞いているのですが、やはり遅延の問題は最終的に多くの利用者の方々に迷惑、負担を強いることになるので、できるだけ早急に、まずはどのように我々は改善していくことができるか考える必要があると思います。それと、酒井先生も言われたように、情報提供や予見性についても、まだまだできることがあるのではないかと思います。

各社からのお話をいろいろ伺った中で、申込みから開通の全体工程の様々な段階でいろいろな課題があるということがわかりました。どこから一番初めに手をつけて、どうしたらいいのかについては非常に分かりにくい、難しい問題かなと思っております。

そういう意味では、これも酒井先生が言われたように、コストやパフォーマンス、そして時間軸を考えながら、早急に対応できるもの、あるいは早急に対応すべきもの、残った問題の中で時間がかかるけれど対策を急いで検討すべきものに仕分して対応することが必要と考えます。

もう一つ思うのは、もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したいというところがあります。プレゼンをされた企業から、申込みから開通の幾つかの工程でどのぐらい遅延が

発生しているかについて、県ごとの比較データを示していただいていますので、やはり申込みから開通までの県別等のデータをまず広く比較・検証しながら見ていく必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、データを見ていると、特定の県や地区で非常に遅れの大きいところがあるので、こういうところについては、工程のどの部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差が生じているのか、少し深掘りした議論も必要だと思います。どのように進めるか、アイデアはないのですが、総務省のほうでも、今後の議論の進め方についても検討いただきたいと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、事務局のほうから何かございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。ただいまの御指摘は、いろいろ論点がある中で、メリハリをつけて、どこから手をつけるかという判断をするにあたって、状況を構造的に把握すべしという御示唆だったかと思っておりますので、今後の取りまとめに当たりまして、それも踏まえながら整理させていただきたいと思っております。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、西村暢史先生、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。今回プレゼンテーションをされていないのですが、NTT東日本・西日本のほうにお伺いしたい点等あるのですが、お伺いしてもよろしいでしょうか。

【相田座長】 はい、結構です。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。NTT東日本・西日本に対して、ソニーネットワークコミュニケーションズの9枚目、それから10枚目のコロケーションに関する御提案があったかと思えます。特に、標準的納期を接続約款に規定するという御提案でございますけれども、NTT東日本・西日本として、こういった対応に関してどのような受け止め方、あるいは現実的にどのように考えるのかお考えがありましたら、お伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【相田座長】 それではNTT東日本・西日本、突然でするのでお答えになりにくいかもしれませんが、ただいまの西村暢史構成員からの御質問、あと、ほかにも3社の方からいろいろ御提案いただいたものがあったかと思えますが、それについて、お答えいただける範囲で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 NTT西日本の奥田でございます。今お話しいただいたのは、コロケーションにおいて標準的納期を設定していることに関してどうだということなのですが、我々のビルがいろいろなかたちで使っております。また、一つ一つのビルで施設状況も違うので、いわゆる、その中で一般的なという形ではお示しすることはできるのですが、その中でやはり現場の状況によって変わってくるケースもあります。そういったことも含めて、一旦その標準納期を定めてほしいということであれば検討の余地はあるのですが、や

はり定めたからといって全て守れるものではないということを、御理解いただきたいなと思います。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

【NTT東日本・西日本】 NTT東日本の田中です。発言してよろしいですか。

【相田座長】 お願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 今、NTT西日本の奥田が言ったとおりなのですが、そういつた中で難しいところもあったので、インフラ整備、空調等の整備がいつ頃になるかとか、その辺は中間回答という形で、現在、事業者さんのほうにお知らせはしているという状況です。補足になります。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。今、プレゼンいただいた各社様のほうから、状況が随分改善してきたというお言葉もあったので、その点では前進してきているというふうに感じました。

もちろん、細かい点は御指摘のとおり、まだ多々あるのは承知しておりますが、かつて受付も紙ベースで、キャンセルがうまく連絡がいていないかということところは、大分改善をしてきていると思います。

その意味でいうと、そういった改善した部分についても少し状況を整理して、各社から改めて、文書でも結構なので、改善した点、プラスの点も御指摘いただけるとよろしいかと思っています。

随分長くこのことはやっているのですが、やってもやっても課題は出てくるということなのかもしれませんが、いずれにしても納期改善は自助努力で、両側の事業者ができることと、それから外部の工事会社を使ったりして、物理的になかなかエリア間の支援が、会社が違うためにできなかったりとか、物理的な制約もある中で、よりベターな方法を選ばざるを得ないと思います。その中で、自社で対応できるところについては、今後とも継続して検討を進めていただくということが、私は望ましいと思っています。

かつては、先ほど申しあげましたように、要望事業者の側にも少し連絡のシステム上、うまく情報が伝わっていかないこともありましたので、ぜひそういったことが、どこまで改善しているのかについても御報告賜れば幸いです。

以上です。

【相田座長】 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から、後ろのほうでもって最近の状況をお示しいただいているのですが、これの何か新旧版みたいなものを提供いただけないかとか、そういったイメージでよろしいでしょうか。

【関口座長代理】 そうですね。結構長いこと、何年かやっているのですが、当初のトラブルがどういう形で改善してきて、未達がどこなのかということが、少し各社の立場からも御説

明、改めていただけるといいかなと感じました。

【相田座長】 分かりました。では、そのような形でもって、改善状況の具体的な数値を各社から提供いただけないか、これにつきましては、事務局のほうから各社に御連絡いただけますでしょうか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 事務局のほうから連絡を取らせていただきまして、具体的な内容や提出のタイミング等について調整させていただければと思います。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは私から一点。各社さんからいただきましたいろんな要望事項というのでしょうか、大部分は、本日お伺いすると、もう各社に共通した内容なのかなというような気がいたしました。

例えば、システム開発費用のほうの負担については、システム意見交換会のようなもので、関連事業者が一堂に会する形でミーティングを持たれているというようなお話だったのですが、今回のこの提供遅延あたりに関するものに関しては、そういった各社共通の場というようなものがあるのでしょうかというのが直接の質問です。逆に、いろいろな事情があって、やはり個別の会社で対応したほうがやりやすいというような側面もあると思いますので、そこら辺の印象について、まず各社に教えていただければと思うんですがソフトバンク、いかがでございましょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。開通遅延等に関する、複数の事業者を交えた合同協議について、システム開発のような合同協議は現在行われていないという認識です。

個別ではやらせていただいておりますが、個別でやるべきか合同でやるべきかという点に関しましては、個人的には合同でやる必要があるのではないかなと思っております。やはりコンセンサスを得てやっていく必要があるかと思っていますので、ぜひそういったところも検討していくべきかと思っていますが、そこは、社内の関係の人も含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。

ソニーネットワークコミュニケーションズ、いかがでしょうか。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ】 ありがとうございます。弊社としても、こういった件についての合同での話合いということは今まで参加したことがないという認識でございます。

共通する議題につきましては、一定、成果や進捗が得られるかなというところで考えております。

ただ、やはり細かい話等もある中で、どのような形でというところは、弊社としても社内意見等を聞きながら、確認をしていきたいなと考えています。

以上でございます。

【相田座長】 J A I P Aさんのほうはいかがでしょう。

【日本インターネットプロバイダー協会】 J A I P Aです。J A I P Aは、光卸につき

まして、NTT東日本・西日本と会員との間で団体協議というのを行っておりました。

昨年、NDA（秘密保持契約）も締結しまして、こういった問題につきまして、合同の場でいろいろ問題を指摘したり、解決策について御検討いただくという場を持っております。個別にも行われているとは思いますが。

以上です。

【相田座長】 JAIPAさんとしては団体としてやっているところに、もしかしたら他の事業者もさらに加わるというようなことが、いいのか悪いのかというようなことになるかと思いますが、この件につきまして、何かNTT東日本・西日本のほうから御意見はございますでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 NTT東日本の田中です。個人的な感想になってしまうかもしれませんが、今の事象は結構、個別の事象を潰しながら改善していくという、要は個別の事象はどこがボトルネックになっているなど、クリティカルパスな、その辺をひもときながらやっているの、正直結構細かい話をしていかないと解決策も出てこないところがあるので、何か全体的な共通という感じでは、正直、今のところはなかったです。

ただ、共通にしたほうがいいものがもしあれば、その場合はこちらから御提案するような形もあると思うので、総論的に最初から合同でやったほうがいいのかといたら、私はそういう感じではないというのが今のところの感想です。

【相田座長】 ありがとうございます。

ほかに、御発言御希望の構成員の方はおられますでしょうか。

それでは、この件につきましては、検討の場をどういうふうにしていくのか等を含めまして、事務局のほうでもって、今後の方針について御検討いただければと思います。

事務局、よろしいでしょうか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。検討の場に絞るというよりも、まずは課題をどういう形で整理すると効率的なやり方なのか、というのを、また整理させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

【相田座長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここまでが公開ということですので、ここまでのところで振り返って、何か最初の議題を含めて、御発言の御希望のございます構成員の方がおられましたらお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○ 「トラヒック・ポンピング」に係る調査の結果について【非公開】

続きまして議題3の、トラヒック・ポンピングに係る調査の結果についてでございます。

この件につきましては、本研究会において、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当とされたことを踏まえて、今般、総務省において調査を実施したところでございますが、その内容について事務局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思っております。

この件につきましては、冒頭に申し上げましたように非公開会合といたしますので、まず、

次回会合について、事務局から説明をお願いいたします。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。

【相田座長】 それでは、ここから非公開会議に移行いたしますので、オブザーバ、傍聴者の退出がございますので、今しばらくそのままお待ちください。

(以下、非公開会合)

※ 当議題の一部は、公開することにより事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非公開にて実施しました。

以上